

東愛知新聞社

東日本大震災義援金問題調査報告書

東愛知新聞社

東愛知新聞社は、東日本大震災の義援金をめぐる不祥事の経緯などを調査する第三者委員会「震災支援金問題調査委員会」を設置し、同委員会は5月から調査を進めて、このほど「報告書」をまとめました。「報告書」の内容を掲載します。同委員会は、委員長・中村成人(弁護士)・委員・後藤文良(税理士)・原基修(元豊橋市議会議長)・越知事(元東愛知新聞社会長)の皆さんでした。

第1 調査の目的

1 本調査は、株式会社東愛知新聞社(以下「会社」)が、平成28年3月、9月、24年3月、9月、27年3月と合計8回にわたって実施した東日本大震災頭金・協賛広告(以下「本企画」)事業において、協賛広告の広告料の半分を義援金にすると説明しておきながら、義援金部分合計451万500円を、27年1月25日まで、窓口となる公益財団法人豊橋善銀銀行(以下「善銀」)に渡していくなかたたず(以下単に「不送金」)を調査するものであり、その目的は不送金が、

A どのようにして生じたか/B 社内外のどの範囲の者が、いつの時点で認識していたのか/C 発覚を遅らせた事実は何か/D 会社には、生じた損害は何か/E D は、どのような理由により、誰がどのように償うべきか、を解明することにある。

2 仮に個人が広告料の半分を義援金にすると説いて広告を集めながら不送金を、4年半、合計8回(原則として半年ごと)も繰り返していくとするならば、少なくとも2回目以降は、義援金集めに名を借りた詐欺ではないかと疑いを持たれても仕方がない。それは「経理ミス」ではすまされない。

しかし、組織で事業を行う場合、これが異なる事情が起りうるのであろうか。本件企画の広告協賛者は東三河の地元企業・団体であり、それが集金詐欺の被害者になっていたのかどうか知る権利がある。また本件企画と共に行われた頭金実施には多数の愛読者・市民・学生が関わっている。彼らは集金詐欺に加担させられたのかどうか知る権利がある。

それゆえ、会社は地域社会に向けて、上記A~Eの事項を説明する責任がある。

第2 調査の対象

1 会社の昭和74年9月1日から平成6年8月31日まで

(第1期から第2期まで)、平成15年9月1日から27年8月31日まで(第3期から第4期まで)の決算報告書及び内訳明細

2 会社の平成20年9月1日から27年12月31日まで(第37期から第41期中まで)の総勘定元帳

3 会社の平成20年9月1日から27年12月31日まで(第37期から第41期中まで)の株主総会議事録・取締役会議録

4 本企画にかかる広告申込書、「弥生販売」(註・自動的に請求書まで作成してくれる販売管理ソフト)による作成データ・請求書、広告協賛者からの入金状況、入金伝票・振替伝票・出金伝票

5 本件企画に関する企画関連書類、過去掲載された街頭募金の広告記事(本件企画の広告協賛者名掲載)、平成23年4月5日付朝刊における同月4日に100万円を善銀に預託したとする記事

6 略(註・藤村正人営業本部長)後に社長、本多亮取締役編集局長)後に現社長など関係社員、関係者からの事情聴取

7 告発文、新聞特集記事

8 社内調査結果

9 検討時間(調査会議)

10 合計1時間

11 合計1時間10分/記録

作成時間=12回合計27時間30分

第3 どのようにして生じたのか

1 (1) 会社の概要(略)
(2) 組織(略)
(3) 決算状況(略)

2 第1回企画

(1) 決定経緯 ① 平成23年3月16日臨時営業会議(出席者略) 藤村正人営業本部長が別紙4(略)を出して本件企画(広告費の一部を負担にあてる)を提案した。

② ②は営業局が作成・校正した。編集局は関与していない。

③ 善吉社長が平成23年4月4日に善銀会長に義援金を会社内で預託したこととを報する写真付記事が掲載された。記事では、会社から100万円が預託された、会社からの義援金は協賛広告に応じた各事業所からの広告収入の中から出た淨財であると書かれている。記事は編集局の編集局員が書いた。記事内容の提供

があつたという営業社員もいる。

② 数日後の臨時営業会議顧客から「広告料の1部はいくらく？」と尋ねられた営業社員から確認がなされた。G営業局長(註・故人)が「半分だな」と回答して判断が統一された。

③ 平成23年3月16日から数日以内顧客から申込を受けた営業局員は、別紙5(略)の書式の広告申込書(書式上、広告料・制作費の2欄しかない)を手書きし、それに基づき「弥生販売」に入力をしていく。そのため、義援金を含む広告料を広告申込書にどう表記するのか、どう入力するのか、といった質問が出た。それに対し、G営業局長、正人営業本部長のいずれから「広告料でいい」「クラライアント側が経理処理するときに手間になるから広告料で入力したほうがいい」などの返事があつたという。因みに、正人営業本部長はそのような返事をしたことを認めてはいない。

(2) 特集記事・広告・記事掲載の経緯

① 平成23年3月26日翌日の街頭募金実施を告げる特集記事が掲載され、下段に協賛広告に応じた事業所名が掲記された。各事業所の広告掲載料の一部は善銀を通じて震災被災者への人道支援に役立てていただこうとの記載がある。

② 同3月27日「東愛知新聞社は本企画の広告掲載料の一部を豊橋善銀銀行を通じ、3月1日に発生した東日本巨大地震の被災者への人道支援に役立てていただきます」との記載をし、各事業所名を掲載している。

③ 善吉社長が平成23年4月4日に善銀会長に義援金を会社内で預託したこととを報する

写真付記事が掲載された。記事では、会社から100万円が預託された、会社からの義援金は協賛広告に応じた各事業所からの広告収入の中から出た淨財であると書かれている。記事は編集局の編集局員が書いた。記事内容の提供

者は善吉社長と考えられる。

4月4日は協賛広告に応じて送金されるべき金額は107万円であつたとされており。したがって、第1回企画の入金総額は、税抜き214万円であつたことになる。実際には、善銀は4月4日より前月の2月4日より前のものであるので、この記事に指揮されたO庶務課長が書いた。

別紙8(略)によれば、第1回企画の入金先は212事業所であり、1件1万円(税抜)が太字であるからすれば、4月4日の時点において、その半金、約100万円の義援金の手配ができただと垂れら

れに対し、G営業局長、正人営業本部長のいずれから「広告料でいい」「クラライアント側が経理処理するときに手間になるから広告料で入力したほうがいい」などの返事があつたという。因みに、正人営業本部長はそのような返事をしたことを認めてはいない。

(3) 請求・入金経緯

① 営業局員が顧客の広告申込内容を「弥生販売」に打ち込むと、別紙9の1の様式(略)のデータと、別紙9の2の様式(略)の請求書が自動生成される。

総務局員は、実際に広告掲載がなされた日を確認し、そのことを総務局控えのノートに書き込む。そのうえで、広告掲載日を別紙5の申込書(略)にも記入し、打ち込み内容と顔面をとも確認したうえ、請求書を各広告掲載者に郵便にて送付する。

第1回企画の請求書は平成23年4月4日に発送された。別紙9の2(1)の経緯から、別紙9の1の様式のデータと、別紙9の2の様式の請求書には「広告料」とのみ表示された。

したがって、営業局員が総務局員に広告料の半分が義援金になつてゐることを説明しなければ、総務局員は他の広告と同じように広告料を請求していると認識することになる。しかし、営業局員が総務局員にかかる説明をした形跡はない。

② 第1回企画の申込顧客からの入金状況は、別紙8(略)のとおりであるが、後に

に社内で不送金額の集金が別紙10(略)のとおり集計され、第1回企画において、義援金として送金されるべき金額は107万円であつたとされて

いる。したがって、第1回企画の入金総額は、税抜き214万円であつたことになる。

別紙8(略)のとおり、この記事に指揮されたO庶務課長が書いた。

別紙8の合計212件中、204件(96%)のものが5月末までに入金されており、第1回企画の義援金送付は、資金繰りが遅延していない限り、遅くとも6月中には可能である。同日より後の入金は、大半が振込によるものである。

(4) 会計処理 ① 会社は、月末に未収となつている広告料について、「未収広告料***/現金***」の仕訳が、同月31日付で100万円以上の金額で、「給料***/現金***」の仕訳を認める者はおらず、工総務局次長も誰からも振込を受けていないと述べる。

なお、正人営業本部長は、4月4日の義援金預託の事実を翌5日に知つたと述べる。正人営業本部長も、O庶務課長も、この日、目撲ではなく、現金が実際に渡つたと認識したと述べている。

(5) 資金繰り等 会社の「現金動向」の不合理については、後記第5で触れるが、平成23年5月26付で、仮払金(手書き)194万4000の仕訳が同年8月22日付で、600万円以上の金額で、「未収広告料***/現金***」の仕訳が、同月31日付で100万円以上の金額で、「給料***/現金***」の仕訳がなされている。この期、会社は、2463万円の営業損失を計上しており、その後、この「現金動向」が修正されているところからすれば、かかる支出額相当の「現金」を会社が有していなければ考へ難く、平成23年5月から8月にかけて、会社の資金繰りが相当に悪化していったことが推測される。なお、善吉社長は平成23年6月、中国から帰国した後、肺がんにより入院を繰り返し、人工透析も受けようになり、同年10月3日に他界した。

未収広告料***」の意味である。

③ 「普通預金***/未収広告料***」の仕訳は、義援金を送金する時点で「第1回企画の義援金の送金は、協賛企業の大半が支払を終えた時期(請求書発行日の1・2か月後)である平成23年6月が常識である」、仕訳の訂正が必要になるが、そのようない訂正是なされていない。

④ 協賛企業からの広告料が一定額集まつた時点で出金や振込をするという場合、工総務局次長が行うことになる。会社において、出金や振込、出金伝票の作成は、もう工総務局次長が担当している。しかし、第1回企画の義援金の送金を工総務局次長に指示したこと認める者はおらず、工総務局次長も誰か振込を受けていないと述べる。

(5) 資金繰り等 会社の「現金動向」の不合理については、後記第5で触れるが、平成23年5月26付で、仮払金(手書き)194万4000の仕訳が同年8月22日付で、600万円以上の金額で、「未収広告料***/現金***」の仕訳が、同月31日付で100万円以上の金額で、「給料***/現金***」の仕訳がなされている。この期、会社は、2463万円の営業損失を計上しており、その後、この「現金動向」が修正されているところからすれば、かかる支出額相当の「現金」を会社が有していなければ考へ難く、平成23年5月から8月にかけて、会社の資金繰りが相当に悪化していったことが推測される。なお、善吉社長は平成23年6月、中国から帰国した後、肺がんにより入院を繰り返し、人工透析も受けようになり、同年10月3日に他界した。

3 第2回~第8回企画

(1) 実施状況 第2回・第3回は半年ごとに応当日(1日)が日曜日であつたことから翌日(平成23年9月11日、24年3月11日)に衝突

第4回から第8回(平成23年9月11日、24年3月11日)にかけて、会社の資金繰りが非常に悪化していったことが推測される。なお、善吉社長は平成23年6月、中国から帰国した後、肺がんにより入院を繰り返し、人工透析も受けようになり、同年10月3日に他界した。

(2) 特集記事の掲載 少なくとも第2回(平成23年9月10日)、第3回(24年3月11日)、第4回(25年3月20日)、第5回(同年9月10日)、第6回(26年3月19日)、第

＊＊＊」の意味
金＊＊＊＊／未
＊＊」の仕訳は、
する時点で「第
援金の送金は、
半が支払を終え
書類信印の上・
ある平成13年5月
7回（同年9月10日）、第8
回（27年3月18日）の各掲載
が認められ、第1回同様、下
段に協賛広告に応じた事業所
名が掲記されている。各事業
所の広告掲載料の一部は善銀
を通じて震災被災者への人道
支援に役立てていたところ
が記載がある。

(3) 決定経緯・請求・入金 営業局においては、正人営業本部長(第3回以降は社長)が営業会議に提案して実施されるが、内容的には前回と同様であり、第4回以降は前回の特集記事が貼り出され、街頭募金の実施日時が発表されるだけで営業会議で企画として話し合われていな

各回の會議日・営業開始日
・売上入力時期・請求書発送
時期・入金時期は、以下のと
おりである。(略)

(4) 請求・入金・会計処理

繰り等 会社の不合理について触れるが、
26日付で「仮
194万400
4万4000」
下8月22日付で、
上の金員で「社
* * /現金* *
16日付で、

か 同月31日付
ク印以上の金賃
料***／現金＊
訃がなされてい
会社は、246
損失を計上して
、この「現金勘
れているところ
かかる支出額相
を会社が有して
難く、平成3年
にかけて、会社
相当ご無比で
いた事実は変わらない。
月末に未収となつてゐる広
告料については、「未収広告
料***／売上***」
の仕訃をし、広告料の入金が
あつた段階で、「普通預金＊
／未収広告料
＊」「現金***／未収広
告料***」の仕訃をする
こと、入金時の入金伝票・振
替伝票の起伝のあり方、工総
務局次長のチェックのあり
方、社長袂袂も同様である。

(5) 贊助企業・金額の推測される。なむ、

平成23年6月、
した後、肺がん
を繰り返し、人
るようになり、
に他界した。
♪第3回企画
状況 第2回・
ごとに応当日
曜日であったこ
（平成23年9月
月11日）に街頭
移 後記第3の15（2）の発
覚直後の営業局の調査結果に
よれば、第2回が10件、
義援金89万円／第3回が12
0件、義援金60万円／第4回
が96件、義援金48万円／第5
回が73件、義援金36万500
円／第6回が81件、義援金
40万5000円／第7回が63
件、義援金31万5000円／
第8回が78件、義援金39万円

（6）送金可能な時期 第2回から第8回までの各人金時期は、前記のとおりであり、実際には請求書発送後1・2か月の内に入金が集中するところから、資金繰りが逼迫しない限り、遅くとも次の時期には支援金を送金できる態勢にあつたとするべきである。すなわち、第2回の支援金89万円は平成23年1月には／第3回の60万円は24年7月には／第4回の48万円は25年7月には／第5回の36万50

〇〇円は26年1月には／第6回の40万5000円は26年7月には／第7回の39万円は27年7月には送金可能だったといふるべきである。

4 各回企画と各会議との 関わり

(1) 営業会議(週1回)
各企画の成果のうち、協賛企業から集めた義援金の総額については、特集記事(協力おね版)に「東愛知新聞友の会・バスみなし・支援バスセンターによる街頭募金と義援金は総額○○○○○○円となりました」という形で報告されるが、義援金がいつ送られたかについては、報告も検証もなされていなかつた。

(2) 部長会議(月1回)
局長会議に部長・局次長等を加えた拡大会議であり、担当部署の報告・社内調整の場となつており、経営内容・財務内容が議論されるといはなかつた。震災街頭募金を駆前でやるといったイベント的な報告はあつたかも知れないが、協賛企業の広告料の半分を義援金にするとか、その送金状況がどうなつていることを報告はなかつた。

(3) 局長會議(週1回)
各局長が各局の現況と今後の方針を報告する場となつており、経営内容・財務内容が議論されるといひはなかつた。
部長会議と同様、慶父街頭募集金を駆前でやるといつたトベント的な報告はあつたかも知れないうが、協賛企業の広告料の半分を義援金にするとか、その送金状況がどうなつていふといつた報告はなかつた。

役員選任・決算承認等の法令定款上の必要最低限の処理事項が議題にのぼるだけで、実質的に経営や財務を協議する場になつていなかつた。震災復興基金や本件企画が議論されるに至らなかつた。

5 発覚の経緯
(1) 平成27年3月18日
会社内で街頭募金の企画・準備・実施を担当するT事業部員は、第8回の街頭募金の後の東愛知新聞友の会の役員会に出席し、街頭募金に従事する東愛知新聞友の会のM会員から「懲役募金はこれまでいくら行つたんじになるのか」との質問を受けた。T事業部員はこの場で即答できなかつたので、社内に持ち帰つて回答するといひました。

事業部員は、その日のうちに工務局次長のところに行き、「震災募金はいくら書銀に行つた」となるんでしよう」と質問した。友の会が集める街頭募金の額は友の会

が把握しているので、会社から送金される分を確認したかつたからである。工事業部員は、それまでも工務局次長に事業関係費用の支払額を確認することがあり、工務局次長は、その都度、帳面を見

て答えてくれていたので、このことを簡単に返事が聞けると正事業部員は思っていた。どうが、工総務局次長は「社長に聞いてもらえる」と言つて社長室のドアに向かい、工総務局次長と正事業部員が一緒に社長室に入るところになつた。同じ質問に対し、正人社長は「募金は全額が広告は売上の半分が善銀を通じて被災地に行つていると言つだけ」と言つただけで、具体的な金額には觸れなかつた。こ

のやうなやりとりがあつたこ
とを正人社長は語めている。
「総務局次長はそのやうな記
憶はないと言え、友の会のお
金は聞かれたかも知れない
が、会社の方は覚えてないこ
とも答えている。」事業部員は、
会社の方は「総務局次長がそ
の場で応答できなければなんに
「社長に聞いて」と回答を回
避した」と、社長室に向かう
「総務局次長の様子が高齢の
人のやうであまりに機敏で焦つ

たように見えたこと、正人社長もその場で回答するなり工総務局次長に調べるよう指示するなどできただけであるのにそれをしなかつたりなどから、正人社長・工総務局次長の双方が義援金の不送金を知っていたのではないかと考えている。これに対し、正人社長・工総務局次長は、平成27年3月時点における義援金の不送金の認識を否定している。

(2) 平成27年8月下旬
第9回の街頭募金の日が近づき、T事業部員は、M会員から質問された宿題（震災募金はいくら善銀に行つたか）を思い出し、8月26日から毎日のように善銀に電話を入れた。そこで、T事業部員は、善銀事務局員から、街頭募金は8回毎回来ているが、それ以外に入金はないとの聞いた。

28日金曜日、T事業部員が梅村和宏営業局長（註・後に取締役）にその旨を伝え、T営業局次長とT事業部員とで善銀に出向き、再度、上記の点を確認した。その場で、善銀事務局員はパソコンのデータを検索して画像を表示し、同じ説明を繰り返した。

善銀から帰った後、丘営業局次長は、不送金額の調査を始め、別紙10(略)を作成した。

別紙10を持って、社長室に入
つた。 梅村営業局長が「震災支援
広告、善銀に義援金が入って
いないです」と言ふと、正人
社長は「払っていないなあ」
とうう返事をした。梅村営業

局長によるひ、人のひを、正人社長は驚く様子もなく、経理に問い合わせせるひともしなかつたと述べる。これに対し、正人社長は「えつ、いつから」と尋ねると「最初から」というで、頭が真っ白になつたと述べる。

日營業局次長は、人のひを、正人社長が「未だを先代社長から聞いて知つてらした」ひの発言をしたと東日本新聞の記事で述べている。この点につき、梅村営業局長はその記憶はな

いひ述べる。また、正人社長はそのような発言をしていないといふべく、不送金を巡る日營業局次長ひのやひひひせ一回だけではなく、複数回あり、「その話は前に聞こだす」と話したのが誤ってそのように伝わったのだとうひ述べる。

さらに、梅村営業局長と日營業局次長にひるび、当社の信用問題になる、トリの地域で商売できなくななるひが記し、別紙1の451万5000円

を直ちに払つたり承めたじこ
ろ、正人社長が懇意し、先代
も自分もボケシマホーには
していなし、お前たちの給料
になつてゐる、少しずつ給料
の中から返して行くのか、震
災支援のキヤハペーンをする
都度10万円ずつ返してゆく
といった發言をし、何を正義漢
やつてゐるんだ、会社をつぶ
す氣がひ述べたじらう。この
点につき、正人社長は、日營
建設会長の發言が「ムカヒー

ひじつ横柄なものであつたから自分も切れてしまつた、彼らが言つてゐるよりを発言もしたが相応の理由があると述べている。

7 判明後の対応

(1) 前述のように不送金が発覚したのは、第9回目の震災支援キャンペーンの日が間近の時期であつた。しかし、友の会との他協力先にはすでに案内済みであり、いまさらやらないうちに説明も出来ず、誰が何か言い出すといふなく、従来どおり実行された。営業会議の議題にもならず、前年度の特集記事が貼り出されただけであった。

(2) 発覚後、約3か月の間、不送金の問題が、取締役会、局長会議、部長会議で議

論されるよりもはやかつた。また、不送金分約450万円が善銀に払われるといふもなかつた。上記第3のやりとりの後、梅村営業局長や丘営業局次長が再度正人社長にその

(2) 正社員が、この件
は社内の不手際であり、内部
処理で済ました方がいいと考
え、局長会議、部長会議で議
論するよりはしつらつたより

べる。また、450万円という金額は、当社の経営状態から一時に支払える金額ではなく、10月には消費税の支払いあり、450万円を支払ってしまったこと社員の給料が支払えなかつた。その後、2つの金融機関に運転資金の融資をお願いし、11月末には入金が予定されていたと述べた。

社内にも持ち込まれ、国際新聞といつネット新聞の記者から梅村道業局長宛取材の電話が入るなどこの問題を内部処理で済ませておこうとができない情勢になつた。

(2) 正人社長は、平成27年11月25日の株主総会後の取締役会において、告発文を廣中浩一税理士(取締役)と水藤裕治(取締役)に見せ、両名から「すぐに払った方がいい」との助言を受けた。会社のすべての口座からかき集められるかという話になつたが、月末には会社の旅行があり、正人社長が工務局次長に立替を頼むことになつた。そして、工務局次長が個人的に準備した450万円を、正人社長、工務局次長、梅村営業局長の3名で数え、梅村営業局長が書類に持ち込んだ。なお、工務局次長は、平成27年12月15日に150万円、同月24日に300万円が返済されている。また、工務局次長は、同年1月末に運転資金として申請した融資金が入る段取りが出来ていたので、450万円を立て替えたと述べてある。

9 新聞報道とその後の対応

(1) 不送金の事実は、平成27年1月3日付毎日新聞、4日付中日新聞・読売新聞、5日付東日新聞に掲載された。会社は4日、「1月に広告料金の半分の寄付が未納ではどうぞご指摘を受け調査したところ、これまで行っていた8回分の復興支援金が経理の上に46万円送金されてしまつたことが分かり、早急にこれまでの義援金を納付させていただきました」と記載する読者・協賛企業へのおわびを掲載した。このおわびは、平成27年1月に不送金の事が判明したかのように読み、その点で事実に対するものである。(ア面に続く)

(6面から続く)

(2)その後、会社は本多亮編集局長と梅村営業局長により関係者への聞き取りを進め、12月26日までに以下の調査結果をまとめた。

①第1回と第2回は、書籍社長・G営業局長(註・当時)主導のもと企画された協賛各社への請求が全て広告宣伝料として出されそのまま入金。寄付に当たる分を分けなかつた事と社長や営業局長からの明確な指示が出されていなかつた事がミスのはじまり③その後、営業局も総務局も寄付金分について相手任せにしてしまひ、結果的に発覚が遅れた。正人社長も当初のミスを知らず、寄付金分は送られているものと信じ込んでいたため、確認を怠っていた④当時の税理士は決算報告書作成時に収支金額に問題はないとの話も聞いていなかつたし相談もなかつた⑤当時の総務局長は募金活動には関知しておらず寄付金の事は分からぬ⑥当時の経理担当者は募金活動をしているのは知つていてが、何の指示も受けしていないのでわからない。

(3)会社は平成28年2月1日、以下の社内処分を発表した。

①役員の減俸処分(平成28年1月～2月)3割減俸②正人社長・本多取締役編集局長②社員の降格処分(平成28年1月～3月)役員待遇を解く③梅村営業局長・小幡章広制作局長(註・後に取締役、主任を解く)④統括経理⑤譲責⑥各局次長職者3名

(4)一般社団法人日本新聞協会(以下「新聞協会」)は、平成28年2月1日、会社に対し、次の処分に対することを通知した。

「資格停止 平成28年2月1日から29年2月10日まで(12か月)／理由 責任は、東日本大震災の復興支援を目的とした企画広告を平成28年3月から3回掲載し、その広告料金の半分に相当する金賞を被災地に送金することを広告料金支払者に約束していたが、一切送金していなかつた。上記企画広告の不適切な経理処理は、新聞の信頼を損ねる行為といえる(以下略)」

また、全国郷土紙連合(以下「連合」)は、平成28年2月1日、連合の規約上、加盟社は新聞協会加盟の地方新聞会員としての資格があり、協会会員としての資格停止期間が終わるまでの間、連合加盟社としての資格も失うので、連合の一切の活動に会社の参加を認めないと決定したと通知してきた。会社は、政

府広報や宝くじ広告の配給を受け得なくなり、これによる減収が年間2000万円になることになる(後記第6)。

(5)その後、梅村営業局長、小幡章広制作局長など合計10名は、平成28年3月1日、正人社長に対し、同社長の新聞協会への虚偽の説明が発覚し、再度の処分の可能性が出ている、今後の当社の再建のためにには正人社長の退任により新体制を築くことが不可欠である旨申し入れ、同日、正人社長はこれを受け入れた。2日付毎日新聞記事は、「藤村社長は、未送金問題を知ったのは内部販売文書が出来た昨年1月下旬と説明しているが、実際には9月の社内調査で判明しており、100万円分は報告を受けていたことを認めた。対応の遅れについて1日の取材に「金策に時間がかかった。社員を不安にさせないため、詳細な説明はできなかつた」と解明したと報じている。

第4 社内外のどの範囲の者が、いつの時点で不送金を認識したのか

1 問題点 不送金について、社内外の誰かが、いつかの時点で、それを認識しているのに、なお本企画を実行し、少なくともその者は集金詐欺を動いたといえるのではないかとの指摘がある。よって、各関与者について、この点を検討する。

2 (1) 正人営業本部長 正人営業本部長については、本企画の主導者であり、第3回以降は社長でもあり、義援金の出金を確認すべき立場にあつたこと、平成28年3月18日のT事業部員とのやりとり、同年9月初旬の梅村営業局長・D営業局次長とのやりとりなどから、不送金を早い時点で知っていたのではないかとの指摘がある。よって、第3回で認定した事実に従つて、この点を検討する。

① 義援金の出金を確認すべ

き立場があつたことから組織において本企画を立案する以上、誰がいつまに義援金を支払うのかを決めておき、その実施の後は、本企画の成果(義援金の送金結果)を確認するのが常識である。また、義援金部分は、協賛企業から会社が預かつたものであり、社長である以上、その支払を確認するのが常識である。それゆえ、不送金を確認していかなかつたとする正人社長の弁解は不合理であり、不送金を知つていただけです

る指摘がある。しかしながら、本企画の主導者たる者、あるいは社長たる者、義援金の支払を確認するはずだとの議論は、その者の会社に対する注意義務違反(過失)をいうものであり、その注意義務違反のゆえに直ちに不送金を知つていた(故意)といふには、論理に飛躍がある。

② 平成28年3月18日のやりとりから第3の5(1)のやりとりに関するT事業部員の供述は、正人社長の供述ともおおむね一致して信憑性が高く、正人社長・D営業局次長の応答から不送金の認識を推論するには一応の合理性があるが、それだけでは正人社長の不送金の認識を証明できない。

③ 平成28年9月初旬のやりとりから第3の5のやりとりにおいてD営業局次長は正人社長が「未払を先代社長から聞いて知っていた」と言つたと述べ、梅村営業局長はその記憶はないと述べる。正人社長はそのような発言をしたことを否認する。

したがつて、このやりとりの中の言つたか言わなかの発言のみによつて、正人社長がそれ以前から不送金を認識していたことの証明ができたとするには躊躇を覚える。

なお、この日のやりとりによって、この日(平成28年9月初旬)以後、正人社長が不送金を認識したこととは明らかである。

④ 平成28年5～8月ごろの資金繰りから第3の2(5)で見たように、平成28年5～8月ごろ、余社の資金繰りが相當に悪化していたこと、吉岡社長が入退院を繰り返すようになつたことが認められるが、そのことゆえに不送金を認識しながら送金しなかつたとするのは想像の域を出ず、証拠によつてこれを認めることはできない。

以上のようないくつかの問題点について、正人社長が平成28年9月初旬より前に不送金を認識していたことを証明するに足りる証拠がなく、正人社長の故意を認めることができない。

(2) 工総務局次長 工総務局次長については、会社の経理担当者兼出金責任者であること、会社が支払に窮したときに個人的に立替をしていたこと、吉岡社長・正人社長との縁故、平成28年3月8日のやりとりなどから、正人社長と同様に、不送金を早い時点で知つたのではないかとの指摘がある。

① 経理担当者であること等

たゞ、会社の経理担当者兼出金責任者であること、会社が支払に窮したときに個人的に立替をしたことは認められるが、それらの事実たゞ工総務局次長が不送金を認識をしていたと認めることができない。

② 平成28年3月18日のやりとり第3の5(1)のやりとりに関するT事業部員の供述は、正人社長の供述ともおおむね一致して信憑性が高く、正人社長・工総務局次長の応答から不送金の認識を推論するには一応の合理性があるが、それだけでは工総務局次長が不送金を認識していたと認めるにはできない。

以上のように、工総務局次

長が、第3の5の発見以前に送金されるべき義援金が不送金になつていると認識していることを認めるに足りる証拠がなく、工総務局次長の故意を認めることはできない。

3 その他の者取締役、監査役、営業局員(局長を含む)、総務局員(局長を含む)、起伝担当者、関係税理士などを聴取したが、第3の5の発見以前に不送金を知つていなかったと述べる者はなく、これらの方々が本企画による義援金の出金を担当する者でもなく、その出金を確認すべき立場にある者でもないこと、取締役会・局長会議・部長会議でも全く議論にのぼっていないことなどからすれば、これらの者についても、送金されるべき義援金が不送金になつていることを認識していたと認めるにはできない。この点は、本企画による広告料金の一部を義援金とすることを事前事後に相談を受けていたなかつた各関係税理士についても同様である。

第5 発覚を遅らせた原因は何か? それは誰の責任か?

1 本企画の問題点 第3の2及び3からも明らかなように、本企画は、正人営業本部長(後に社長)が提案者であるが、その提案段階から、広告料金の一部を義援金に

すると言しながら、(1)一部が義援金といつても、(2)協賛企業の仕訳はどうなるか(3)余社の仕訳はどうなるか(4)誰がいつまでに義援金部分を支払うかも決めておらず、会社での事業上の企画としては未熟なものであった。

このうち(1)～(3)については、企画の実施段階で、聞かれた者が場当たり的に答えた、他の部署にも徹底されず、(4)については、検討もさ

れなかつた。そうだとすると、義援金の支払を指示し確認すべきは、本企画の提案者又は正人営業本部長自身だったとするべきである。

2 預り金管理の無責任 本企画における義援金は、協賛企業からの預り金であり、会社としては適時に義援金に預けるべきものであつた。ところが、正人社長は、義援金への支払の有無の確認を怠り、経理担当者が支払つていただくと思っていた。そのため、預り金は義援金に渡されることなく、4年半以上の歳月が経過し、会計8回、同様の事業が繰り返された。

この点につき、正人社長は、平成28年8月末の決算内容についてY税理士から収支合つてますと聞いたから、書籍社長が払つことを経理担当者に指示し、その後も経理担当者が払い続いていると信じたと弁明する。しかし、実際に支払をするのは会社であり、支払を担当しない外の税理士が支払合つてゐると言つたが、経理担当者が支払合つてゐると言つたからといつて、会社が支払つていたことの裏付けにはならない。また、協賛企業からの預り金を義援金に預託するといふう出金は、会社にとって非日常的な出金であり、その指示をなしうる者は、当時の代表者であり、かつ、本企画の提案者・寒行責任者でもある正人社長以外にない。(中略)正人社長の指示なくして、経理担当者が支払合つてゐるとはありえない。

3 経理ミス?、連携不足? 1 半分が義援金といつても、(2)協賛企業の仕訳はどうなるか(3)余社の仕訳はどうなるか(4)誰がいつまでに義援金部分を支払うかも決めておらず、会社での事業上の企画としては未熟なものであつた。

このうち(1)～(3)については、企画の実施段階で、聞かれた者が場当たり的に答えた、他の部署にも徹底されず、(4)については、検討もさ

(2)また、上記異例広告について、総務局員が、「広告生販売で打ち出された広告料」1万500円(又は1万800円)の請求書を協賛企業に送つたからといって、経理者又は本企画の提案者

・実行責任者がそれと異なる指揮をしたといつては以てこれを非難することはできない。異なる指揮の要素を検討しなかつた経理者又は本企画の提案者・実行責任者の責任といふべきである。

(3)起伝担当者が、本企画の入金伝票について「現金*****／広告料*****」と、振替伝票について「普通預金*****／広告料*****」と、振替伝票について「普通預金*****／広告料*****」と、それと異なる指揮をしたといつて、経理者又は経理責任者がその行動を以てしてこれを非難するとはできない。「普通預金*****／広告料*****」の仕訳をした方が不送金の発覚が早かつたとはいえるが、経理責任者、本企画の提案者・寒行責任者又は経理責任者がそのような仕訳をするのではない。かかる仕訳を指示するのは、経理者、本企画の提案者・寒行責任者又は経理責任者の仕事である。

また、そもそも、不送金の原因は、仕訳の仕方にあるのではなく、義援金といつても預り金の管理の不適切にある。なるほど、入金段階で、起伝担当者が、「普通預金*****／広告料*****／預り金*****」と仕訳しておれば、預り金の管理の不適切が発覚しやすかつたとはいえる。しかし、仕訳の仕方がどうであるか、経理者及び本企画の提案者・寒行責任者は、広告料の半金が義援金であり、受け取った後、すみやかに義援金に預託すべきものと認識していくことの裏付けにはならない。また、協賛企業からの預り金を義援金に預託するといふう出金は、当時の代表者であり、かつ、本企画の提案者・寒行責任者でもある正人社長以外にない。(中略)正人社長の前記弁明そのものが不合理でありかつ無責任といつべきである。

不送金の発覚の遅れは、正人社長による預り金管理の無責任(本企画実施の都度、義援金の送金の指示・確認を怠つたこと)が原因である。

3 経理ミス?、連携不足?

(1)半分が義援金といつても、(2)協賛企業の仕訳はどうなるか(3)余社の仕訳はどうなるか(4)誰がいつまでに義援金部分を支払うかも決めておらず、会社での事業上の企画としては未熟なものであつた。

正人社長は、新聞協会の弁護士や税理士から聞き取りを受けたときに、入金のあった段階で、売上広告料と積り金に分けていなかつたことが、その点が会社の「経理ミス」だとして、会社のお詫び記事にもその旨の表示をした。しかし、仕訳の仕方が不送金の原因ではない。不送金の原因は、預り金管理の不適切(送金すべき者)による。されば、預り金をしなかつたことによる。

正人社長は、新聞協会の弁護士や税理士から聞き取りを受けたときに、入金のあった段階で、売上広告料と積り金に分けていなかつたことが、その点が会社の「経理ミス」だとしてこれを非難するにはできない。異なる指揮の要素を検討しなかつた経理者又は本企画の提案者・寒行責任者の責任といふべきである。

ている。

(2) また、正人社長においては、平成25年1月25日の株主総会において、書面社長の退職慰労金1800万円を支払う旨の決議を得て死亡の2年後、26年1月6日、十銀行豊橋支店から2000万円の借入をして翌日、現

金にて1800万円の出金をしている「相手科目未払費用(藤村書面)」、このうちの会社の現金勘定の残高は1700万円程度である。そして、この出金金員を原資に、26年1月10日に三菱東京UFJ銀行普通預金に300万円、蒲郡信用金庫普通預金に200

万円、同月15日に三菱東京UFJ銀行普通預金に300万円、同月17日に三井住友銀行普通預金に140万円、同月21日に豊橋信用金庫普通預金に500万円を入金して「普通預金***/現金***」の仕訳し現金勘定を減らして現在する額に近いものに修正している。

5 これらの書面社長、正人社長の行為について、本人は、実在しない現金勘定を、実在する金額に近づけた忘たけをもつて「会社で良いことをした」と認識しているかも知れないが、それは誤解である。前述のように、経営者が実在しない過大現金勘定を生じさせていたことは、預金から引き出した現金を会社の経費に該当しないものに使つたか、預金から引き出されたものの行方不明になっているのかのいずれかであり、いずれにせよ経営者による会社資産の管理義務違反が問われる。

6 その他の損害 4年半、会計8回に及ぶ不送金の結果、会社は、会社くるみで集金詐欺をしていたのでないかとの疑いをかけられ、社内で発覚した後も3か月近く返金を怠り、事実を隠蔽してきたとの批判を受け、信用上の損害や広告主・読者の離反をももなめている。しかし、それらの損害を金額で換算することは難しい。

7 これらは、実在しない現金勘定を、実在する金額に近づけた忘たけをもつて「会社で良いことをした」と認識しているかも知れないが、それは誤解である。前述のように、経営者が実在しない過大現金勘定を生じさせていたことは、預金から引き出した現金を会社の経費に該当しないものに使つたか、預金から引き出されたものの行方不明になっているのかのいずれかであり、いずれにせよ経営者による会社資産の管理義務違反が問われる。

8 会社の累積赤字は、平成27年8月決算期末において、1億7723万円になつており、このうち、株式売買代金1500万円、退職慰労金1800万円を計算した3300万円は、上記現金処理で頭在化したものである。そして、これによる会社の実損は、この3300万円に貰合う預金流出時に会社にもだつされ、過大な現金勘定の数字によつて隠されてきたに過ぎない。

9 当委員会は、このようなこ

とをする経営者を優良な経営

者と評価するよりはできな

い。

6 以上の次第であるので、当委員会は、正人前社長に対し、正人社長の預り金の管理の不適切(送金すべき者が送金をしなかつたに基づく不送金と相当因果関係を有するもの)に対する経営者の賠償義務を認めた。正人前社長は、正人社長の預り金の管理の不適切(送金すべき者が送金をしなかつたに基づく不送金と相当因果関係を有するもの)に対する経営者の賠償義務を認めた。

7 また、正人前社長は、正人社長の預り金の管理の不適切(送金すべき者が送金をしなかつたに基づく不送金と相当因果関係を有するもの)に対する経営者の賠償義務を認めた。

8 以上のことにより、会社の財務内容は、

9 以上のことにより、会社の財務内容は、

10 以上のことにより、会社の財務内容は、

11 以上のことにより、会社の財務内容は、

12 以上のことにより、会社の財務内容は、

13 以上のことにより、会社の財務内容は、

14 以上のことにより、会社の財務内容は、

15 以上のことにより、会社の財務内容は、

16 以上のことにより、会社の財務内容は、

17 以上のことにより、会社の財務内容は、

18 以上のことにより、会社の財務内容は、

19 以上のことにより、会社の財務内容は、

20 以上のことにより、会社の財務内容は、

21 以上のことにより、会社の財務内容は、

22 以上のことにより、会社の財務内容は、

23 以上のことにより、会社の財務内容は、

24 以上のことにより、会社の財務内容は、

25 以上のことにより、会社の財務内容は、

26 以上のことにより、会社の財務内容は、

27 以上のことにより、会社の財務内容は、

28 以上のことにより、会社の財務内容は、

29 以上のことにより、会社の財務内容は、

30 以上のことにより、会社の財務内容は、

31 以上のことにより、会社の財務内容は、

32 以上のことにより、会社の財務内容は、

33 以上のことにより、会社の財務内容は、

34 以上のことにより、会社の財務内容は、

35 以上のことにより、会社の財務内容は、

36 以上のことにより、会社の財務内容は、

37 以上のことにより、会社の財務内容は、

38 以上のことにより、会社の財務内容は、

39 以上のことにより、会社の財務内容は、

40 以上のことにより、会社の財務内容は、

41 以上のことにより、会社の財務内容は、

42 以上のことにより、会社の財務内容は、

43 以上のことにより、会社の財務内容は、

44 以上のことにより、会社の財務内容は、

45 以上のことにより、会社の財務内容は、

46 以上のことにより、会社の財務内容は、

47 以上のことにより、会社の財務内容は、

48 以上のことにより、会社の財務内容は、

49 以上のことにより、会社の財務内容は、

50 以上のことにより、会社の財務内容は、

51 以上のことにより、会社の財務内容は、

52 以上のことにより、会社の財務内容は、

53 以上のことにより、会社の財務内容は、

54 以上のことにより、会社の財務内容は、

55 以上のことにより、会社の財務内容は、

56 以上のことにより、会社の財務内容は、

57 以上のことにより、会社の財務内容は、

58 以上のことにより、会社の財務内容は、

59 以上のことにより、会社の財務内容は、

60 以上のことにより、会社の財務内容は、

61 以上のことにより、会社の財務内容は、

62 以上のことにより、会社の財務内容は、

63 以上のことにより、会社の財務内容は、

64 以上のことにより、会社の財務内容は、

65 以上のことにより、会社の財務内容は、

66 以上のことにより、会社の財務内容は、

67 以上のことにより、会社の財務内容は、

68 以上のことにより、会社の財務内容は、

69 以上のことにより、会社の財務内容は、

70 以上のことにより、会社の財務内容は、

71 以上のことにより、会社の財務内容は、

72 以上のことにより、会社の財務内容は、

73 以上のことにより、会社の財務内容は、

74 以上のことにより、会社の財務内容は、

75 以上のことにより、会社の財務内容は、

76 以上のことにより、会社の財務内容は、

77 以上のことにより、会社の財務内容は、

78 以上のことにより、会社の財務内容は、

79 以上のことにより、会社の財務内容は、

80 以上のことにより、会社の財務内容は、

81 以上のことにより、会社の財務内容は、

82 以上のことにより、会社の財務内容は、

83 以上のことにより、会社の財務内容は、

84 以上のことにより、会社の財務内容は、

85 以上のことにより、会社の財務内容は、

86 以上のことにより、会社の財務内容は、

87 以上のことにより、会社の財務内容は、

88 以上のことにより、会社の財務内容は、

89 以上のことにより、会社の財務内容は、

90 以上のことにより、会社の財務内容は、

91 以上のことにより、会社の財務内容は、

92 以上のことにより、会社の財務内容は、

93 以上のことにより、会社の財務内容は、

94 以上のことにより、会社の財務内容は、

95 以上のことにより、会社の財務内容は、

96 以上のことにより、会社の財務内容は、

97 以上のことにより、会社の財務内容は、

98 以上のことにより、会社の財務内容は、

99 以上のことにより、会社の財務内容は、

100 以上のことにより、会社の財務内容は、

101 以上のことにより、会社の財務内容は、

102 以上のことにより、会社の財務内容は、

103 以上のことにより、会社の財務内容は、

104 以上のことにより、会社の財務内容は、

105 以上のことにより、会社の財務内容は、

106 以上のことにより、会社の財務内容は、

107 以上のことにより、会社の財務内容は、

108 以上のことにより、会社の財務内容は、

109 以上のことにより、会社の財務内容は、

110 以上のことにより、会社の財務内容は、

111 以上のことにより、会社の財務内容は、

112 以上のことにより、会社の財務内容は、

113 以上のことにより、会社の財務内容は、

114 以上のことにより、会社の財務内容は、

115 以上のことにより、会社の財務内容は、

116 以上のことにより、会社の財務内容は、

117 以上のことにより、会社の財務内容は、

118 以上のことにより、会社の財務内容は、

119 以上のことにより、会社の財務内容は、

120 以上のことにより、会社の財務内容は、

121 以上のことにより、会社の財務内容は、

122 以上のことにより、会社の財務内容は、

123 以上のことにより、会社の財務内容は、

124 以上のことにより、会社の財務内容は、

125 以上のことにより、会社の財務内容は、

126 以上のことにより、会社の財務内容は、

127 以上のことにより、会社の財務内容は、

128 以上のことにより、会社の財務内容は、

129 以上のことにより、会社の財務内容は、

130 以上のことにより、会社の財務内容は、

131 以上のことにより、会社の財務内容は、

132 以上のことにより、会社の財務内容は、